

平成 30 年 5 月 17 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380044

研究課題名(和文) 多層の立憲主義と国際規律 階層性と対話性の整合

研究課題名(英文) Multilevel Constitutionalism and International Regime: Hierarchy and Dialogue.

研究代表者

齊藤 正彰 (SAITO, Masaaki)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60301868

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：多層の立憲主義の枠組みにおける考察によって、国際規律や国際機構が国法体系における憲法的保障の不足を補完しつつ、他方では、国内憲法が国際規律や国際協力における人権保障の不足について補完する、ということが示された。このような国際社会における多元的法構造は、単一の階層的構造における国際法秩序と国法秩序の伝統的関係とは異なり、国際規律と国法体系の対話を伴う「交叉ないし連結」という形態において進展していると解される。

研究成果の概要(英文)： The study in the framework of the multi-level constitutionalism shows that international regimes and international organizations complement the insufficiency of the constitutional protection in domestic legal systems, on the other hand domestic constitutions complement the insufficiency of the protection of human rights in international regimes and international cooperations. This multiple legal structure in the international community seems to be developed in the form of "crossing-over and consolidation" between international regimes and domestic legal systems with judicial dialogue, differently from the traditional relationship between international and domestic legal orders within a single hierarchical structure.

研究分野：憲法

キーワード：憲法 国際規律 多層の立憲主義 公法学 立憲主義 条約

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究代表者は、国法体系における条約の取扱いについて、日米安保条約を契機とする従来の憲法学説の枠組みを捉え直し、憲法の国際協調主義と他の基本原理との間の調整の問題として考察することによって、日本国憲法における国際協調主義の射程の再検討を進めてきた。

そして、平成 20～22 年度科研費（若手研究(B)）「国際規律と憲法 一人権・環境・安全をめぐる国際協力と憲法的対応の総合的研究」と、平成 23～25 年度科研費（基盤研究(C)）「国際規律の形成・受容・確保に関わる統治構造理解の前提の変容と憲法的統制の再構築」による検討を経て、国際規律の国内的实施を国法体系において正当化する基盤としても、国際協力に関与する国家機関の憲法的統制においても、「多層的立憲主義」の構想が重要であるという理解から、本研究の着想に至った。

(2) 多層的立憲主義の構想においては、国家機関や国際機構の相互間の「対話」に注目する研究動向を看過することができないと考えられた。

一方で、裁判所による違憲審査は現代の立憲主義を特徴づけるものであるが、違憲審査権を有する裁判所と立法権を担当する議会の対話に注目して、憲法保障を動的に捉える視点が示されていた。本研究は、そこに、国際規律・国際機構を視野に入れた「多層性」の要素を導入することを意図した。

他方で、憲法と国際人権条約の「共生」を重視する観点から、「対話」に基づく多層的人権保障の重要性を説く一連の業績が示されていた。しかし、「高次の法」による権力の統制を核心とする立憲主義においては、共生的な「対話」だけに依存できない本質が存在するはずであると解される。違憲審査を行う国内裁判所も国家権力の一翼を担う機関であり、立憲主義の観点からは、その判断を監視する枠組が求められることになる。

このように、本研究は、対話理論について、国際規律と国法体系の「階層性」との整合を図ることで、多層性の記述にとどまらない、「多層的立憲主義」の構想を示すことを狙った。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、これまでに受けた科学研究費とその成果を踏まえ、とりわけ、平成 20～22 年度科研費（若手研究(B)）によって考察した、国際法の要求内容の国内的实施のための斉一的な法整備や、国際機構の見解・判断の国内的实施についての要請が増大しつつある国際規律の現況と、平成 23～25 年度科研費（基盤研究(C)）によって明らかにした、国家間の協力形成のために国際規律の形

成・受容・確保に関わる国家の統治機構の憲法的統制についての研究成果を総合するという全体構想の下に、国際規律と憲法をめぐる公法学の伝統的論点を、多層的立憲主義の観点から解明し、「グローバル化」に対応した再構成を行うことを目的とするものであった。

(2) 本研究は、その目的を、多層的立憲主義の構想を、①国家の締結する国際人権条約が、国内において、憲法による人権保障と同等の尊重ないし配慮を求めうる理論的根拠、②高度化する国際協力の機構（それは国法体系内部にも作用を及ぼしうる）の立憲的統制の枠組、③国家機関が外国政府との間で行う経済活動に関する交渉・合意等に立憲的統制を及ぼす可能性について、憲法学の問題として明確化することと定めた。

そして、多層的立憲主義からの考察によって、①条約を国家間の権利義務の相互交換を定めたものと観念することによる国際人権条約をめぐる正統性のジレンマの克服、②国家機関と結びついた国際機構の活動の立憲的統制、③国家間の合意が人権にも影響する経済政策の領域における国家の対外権の憲法的統制について、憲法学上の新たな分析視座を明らかにすることを目指した。

(3) 本研究は、国際規律を、単に国法体系外部に生じた存在としてではなく、憲法の基盤にある立憲主義を補完し、充実させるために形成され発展してきた側面を有するものと捉えて、多層的立憲主義を構想することを狙った。

そして、国際機構との関係を「多層的メカニズム」として分析しようとする欧州の国際法学や EU 法学の成果を採り入れながら、国家機関・国際機構の「対話」をキーワードとする憲法学の最新の研究動向を踏まえ、立憲主義の本質である「高次の法」による公権力の統制の役割を期待して、水平的な対話にとどまらない「階層性」の導入を考えるものであった。

さらに、近年の国際的なルール形成や経済活動の規律についての議論に、憲法学は十分に対応していないと解された。本研究は、この論点と立憲主義との接合を図る特色も有すると考えた。

3. 研究の方法

(1) 本研究の実際の作業は、国際規律と憲法の立憲主義の関係をめぐる文献・資料の調査・分析に基づき、多層的立憲主義の構想について憲法学の観点から解明することが中心であった。

(2) 研究期間内に明らかにすべき内容を、3 年間の研究期間における各年度の中心的な検討テーマとして配分し、それに順次取り組

むこととして研究の推進を図るものとした（ただし、研究の進捗状況や、新たな文献・判例の出現等に応じて、当初計画の合理的な調整を行うものとした）。

① 平成 26 年度は、平成 23～25 年度科研費（基盤研究(C)）による、国家間の協力形成のために国際規律の形成・受容・確保に関わる国家の統治機構の憲法的統制の検討を土台に、中心テーマとして、公権力を制限して人権を保障するという立憲主義憲法の特質と、憲法の人権規定および違憲審査制を補完する役割を果たす国際人権条約機構の理論的接続の可能性を探るという方向性で考察を進めることとした。

② 平成 27 年度は、中心テーマとして、国際的に活動する国家機関および国際機構の法的統制のしくみを考えるに際して、国際機構およびその活動に立憲主義を及ぼす可能性について検討することとした。これに関して、EU 法体系や欧州人権条約機構などによって多層的に構成されたシステムについて、分析・検討することとした。

③ 平成 28 年度は、中心テーマとして、憲法によって設営される国家機関が、国家の領域外で活動する中で他国との間でなされた合意が国内に及ぼされ、それらが憲法で保障された人権や民主政に影響を与える場合、さらには、各国の国家機関の行為の集積から地球規模の経済問題や環境問題が生じる場合について、日本では不足していた議論を参照しつつ、そこに立憲的統制を及ぼす可能性を憲法学の観点から総合的に検討することとした。

④ その後、当初計画の合理的な調整として、平成 29 年度まで補助事業期間の延長を申請し、承認された。本研究の考察対象とする国際人権条約、多層的統治、対外活動の規律の各部面の個別の検討に時間を要したため、その相互関係について考察が不足していることが、東京での研究会における研究報告の準備を進める過程で明らかになった。そこで、必要な検討を補充的に行い、そのうえで、最終的な成果を取りまとめるように研究計画を変更した。

4. 研究成果

(1) 本研究は、①国際人権条約がその実施機構と相俟って、憲法の人権規定が担っている国家の公権力の統制の機能を分有し、締約国の憲法を補完する部面、②多種・多重の国際機構による「多層的統治」を通じて各国の国法体系が密接に繋ぎ合わされる部面、③グローバル化した国際社会における人権と民主政の維持のために、政府の対外交渉を憲法的に規律する部面、という 3 つの部面を動態

的に考察する総合的研究として推進した。

(2) 本研究に関する具体的成果として、以下のような知見が得られた。

① 本研究課題に密接に関連する論点として、国家間の協力形成の場面でも立憲主義憲法の特質を担保するために、対外案件に関する領域での国家の統治機構の憲法的統制の可能性を検討することで本研究推進の手がかりを得るため、この問題領域での最高裁判所の判例を検討した。そこでは、最高裁が出入国管理の憲法的統制と対外関係の問題にどのようなスタンスをとってきたかという観点から検討を行い、出入国管理に関する判例を専門的に分析している弁護士による研究会の記念シンポジウムで研究報告を行って議論をした後、さらに考察を進めて、記念論文集『憲法の基底と憲法論』に「出入国管理と最高裁のスタンス」という標題で寄稿した。この作業によって、日本の最高裁は、対外案件についての憲法的統制において一定の積極的なスタンスをとってきたと解しうることが明らかとなり、国家機関の対外的な活動に立憲主義の見地から法的統制を及ぼすことを考えるうえでの基盤を得た。

② 安全保障に関する国家間の協力形成の場面でも、国家権力を制限して国民を保護するという立憲主義を維持するために、対外案件に関しての国家の統治機構の憲法的統制を確保しつつ国際規律と整合しうる憲法解釈のあり方を明らかにし、「集団的自衛権と憲法 9 条解釈のスタンス」という標題で（前）所属機関（北星学園大学）の紀要に投稿した。

また、日本国憲法の人権規定および違憲審査制と、それらを補完する機能が期待される国際人権条約および条約機関の意見・見解との接続可能性の考察として、近年の最高裁判所の判例における「国際標準」の比較法的な検出と解される傾向と、それに関連する学説の議論、それらといわゆる夫婦別姓および再婚禁止期間に関する判例との整合性について明らかにし、近隣大学の研究者が集まる研究会において報告・質疑応答を行った。

これらの考察によって、近年注目される対外案件・国際標準をめぐる論点を手がかりに、国際機構および国家機関の活動に立憲主義の観点から法的統制を及ぼすことを考える基盤を整理・充実させた。

③ 多層的立憲主義からの考察によって、条約を国家間の権利義務の相互交換を定めたものと観念することによる国際人権条約をめぐる正統性のジレンマの克服、国家機関と結びついた国際機構の活動の立憲的統制、国家間の合意が人権にも影響する経済政策の領域における国家の対外権の憲法的統制について、憲法学上の新たな分析視座を明らかにする観点から検討して、多層的立憲主義の

構想においては、国法体系における憲法的保障の不足を国際規律や国際機構によって補完するという方向性だけでなく、国内憲法が、国際規律や国際協力のあり方について、とりわけ人権保障の不足について補完するという関係もあると考えられることを示した。

そのような理解から、国際社会の法秩序像について考察し、従来は、国法秩序と国際法秩序の論理的関係の問題（一元論・二元論）として論じられていたが、そのような視角には限界があることから、それに代わる法秩序構想として EU 法と構成国の国内法の関係ないしその全体像を描くものとして登場した「憲法多元主義（constitutional pluralism）」を援用しながら、国法秩序と国際法秩序における立憲主義の多層性を視野に入れる可能性を論じる報告を所属機関の研究会において行った後、質疑内容を反映させ、「国際化の中の立憲主義と憲法学のスタンス」と題して憲法研究者の研究会において報告・質疑応答を行った。

④ 国際人権条約がその実施機構と相俟って、憲法の人権規定が担っている国家の公権力の統制の機能を分有し、締約国の憲法を補完する部面と、多種・多重の国際機構による「多層的統治」を通じて各国の国法体系が密接に結び合わされる部面の相互関係について明らかにした。すなわち、人権保障については多様な制度がありうるどころ、人権保障の第1次的な主体とされる国家による保障が十分ではない場合に備えて、第2次的主体として、条約実施機関をはじめとする国際機構が重要であり、国家による人権保障が信頼できない状況と程度はさまざまであって、それに対応する国際的なしくみも種々のものがあり、近年は、国内機関と国際機構が多層的に人権保障のしくみを構築していくことの重要性に関心が集まっていることが明らかになった。そして、人権が各国において憲法や法律として実定化されているのに対して、国際社会においては、国家とは異なる方法で、国家の枠を超えて人権の検出と実現を図っているが、現在の国際社会において、国際機構が国家による人権保障に完全に代替するのではなく補完的機能を果たそうとするのは、人権保障主体としての能力の物理的限界だけではないことにも注意が必要であることを示した。これらの内容について、人権の国際的保障について憲法の観点から考察する論稿として共著書『世界の人権保障』において公表するとともに、欧州人権裁判所の判例の検討として寄稿した（未刊）。

(3) このような多層的立憲主義の構想に立脚して、グローバル化した国際社会における、国際協力のための国際規律の深化と、国家機関の活動の対外関係性の増大について、憲法的統制の再構築を試みることが次の課題として浮かび上がった。その際、国際法秩序と

(自国の)国法体系のみを捉える従来の視座による制約からの脱却を図るため、EU 法学における憲法多元主義に淵源するグローバル立憲主義と、国際法学・国際関係論における国際立憲主義の議論を、その問題意識にまで遡及して検討し、そのうえで、国際社会の多元的法秩序と国法体系の「交又ないし連結」を憲法秩序に位置づけることが求められることになる（「憲法多元主義・国際立憲主義と接続した多層的立憲主義に基づく憲法的統制の展開」とのテーマで科学研究費「基盤研究(C)」を申請し、採択された）。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 齊藤正彰、集团的自衛権と憲法9条解釈のスタンス、北星学園大学経済学部北星論集、査読無、55巻2号、2016年、1～13頁
<http://id.nii.ac.jp/1238/00002041/>

[学会発表] (計1件)

- ① 齊藤正彰、国際化の中の立憲主義と憲法学のスタンス、憲法理論研究会、2016年12月17日、立正大学

[図書] (計3件)

- ① 齊藤正彰、人権の国際的保障(第10章)、中村睦男・佐々木雅寿・寺島壽一(編著)『世界の人権保障』(三省堂)、2017年、205～224頁
- ② 齊藤正彰、いくつかの基本権をめぐって(第5章ドイツ III 保障される人権の特徴 5)、中村睦男・佐々木雅寿・寺島壽一(編著)『世界の人権保障』(三省堂)、2017年、110～115頁
- ③ 齊藤正彰、出入国管理と最高裁のスタンス—マククリーン判決への再見当、岡田信弘ほか(編)『憲法の基底と憲法論—思想・制度・運用』(信山社)、2015年、839～859頁

[その他] ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

齊藤 正彰 (SAITO, Masaaki)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60301868

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし

(4) 研究協力者 なし